

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 163 号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第1項各号列記以外の部分中「の規定により市長が」を「に規定する別に」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の規定により市長が」を「に規定する別に」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、分べん料その他の出産に伴う入院診療に係る使用料等については、当該使用料等のうち100,000円を、入院する日（市長が特別の理由があると認めるときにあっては、別に定める日。以下「予納日」という。）までに納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 入院診療を受けようとする者（以下「入院申込者」という。）に係る被保険者（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法の被保険者

をいう。以下同じ。) 又は被保険者であった者(以下「被保険者等」という。)と本市との間で、予納日までに次に掲げる事項を内容とする契約を締結したとき。

ア 被保険者等が保険者から支給を受けることができる出産育児一時金(健康保険法又は船員保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による出産費又は家族出産費及び国民健康保険法の規定による出産育児一時金をいう。以下同じ。)について、当該被保険者等の名において本市が保険者に支給の申請をし、本市が当該出産育児一時金を受け取り、これを入院診療に係る使用料等に充当すること。

イ 被保険者等に代わって本市が受け取った出産育児一時金については、その受け取った額の範囲において、保険者から当該被保険者等に出産育児一時金の支給があったものとみなされること。

ウ 当該入院診療に係る使用料等の額と本市が受け取った出産育児一時金の額との間に差額があるときは、入院申込者と本市との間でこれを精算すること。

(2) 京都市立病院において、児童福祉法第22条第1項の規定による助産の実施を受けるとき。

(3) 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けているとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に入院している者の入院診療に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

(京都市立病院事務局医事課)